

広島県告示第七百一号

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二十四条の六の五第一項第一号の規定によつて、次のとおり行政処分を行った。

平成二十一年七月二十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 商号又は名称

中国クレジット

二 氏名

達川 友吉

三 主たる営業所の所在地

広島市西区都町九番三号

四 登録番号及び登録年月日

広島県知事（一）第〇二七〇四号 平成二十年十二月十日

五 行政処分の年月日

平成二十一年七月十三日

六 行政処分の内容

貸金業の登録の取消し